

堺市緑の基本計画【概要版】

計画の概要

- **計画改定の背景**：環境に対する意識の高まり（気候変動、生物多様性）、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、グリーンインフラの視点、関係法令（都市緑地法、都市公園法、生産緑地法）の改正、オープンスペースに関する提言
- **計画の目的**：本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的としており、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるもの
- **対象区域**：堺市全域（14,983ha）
- **緑の定義**：堺市緑の保全と創出に関する条例第2条の規定に基づく、樹林地、農地、水辺地、その他樹木、草花などの自然的環境を有する土地及び空間
- **計画の目標年度**：2022年度から2031年度の10年間
- **改定の視点**：これまでの取組の成果、課題や社会情勢の変化を受け、4つの改定の視点を設定

○緑の質的向上

…人口減少や高齢化、財政制約、公園に対する量から質へのニーズの変化等を踏まえ、緑の質の維持・向上にも重点を置いた施策の展開が必要。

○魅力ある公園の確保・充実

…これからの時代に即した公園の配置や再編・再生、コンパクトで賑わいのある公園整備の推進を図ることが必要。また、ウォーカブル空間等と連携した公園の利活用や、多様な主体との連携・協働による経営的視点・利用者視点による公園の整備・管理運営を戦略的に推進することが必要。

○公民連携による都市と緑の活性化

…緑の活動に市民が手軽に参加し、活動できるよう活動の裾野を広げるために、やりがいと楽しみを創出する取組をさらに展開することが必要。

○グリーンインフラ機能強化

…安全な地域形成や気候変動緩和のために、グリーンインフラの推進が必要。また、拠点となる緑をつなぐ空間としての体系的な水と緑のネットワークの形成を図ることが必要。

基本理念と緑の将来像

- **基本理念**：緑豊かで潤いのある堺の実現に向けて、これまで堺を支えてきた緑の役割やその姿、仕組みに着目して緑を守り、育み、これからの堺を支えていく、より質の高い新たな緑を創り出していくために、本計画の基本理念を掲げます。

未来を感じる緑の堺

- **緑の将来像**：基本理念に基づき、市民、事業者、行政がともに育んでいく本市のあるべき姿として『緑の将来像』を設定します。緑の将来像は、『緑のシンボルエリア』、『緑の骨格』、『身近な都市の緑』で構成しています。

○緑のシンボルエリア

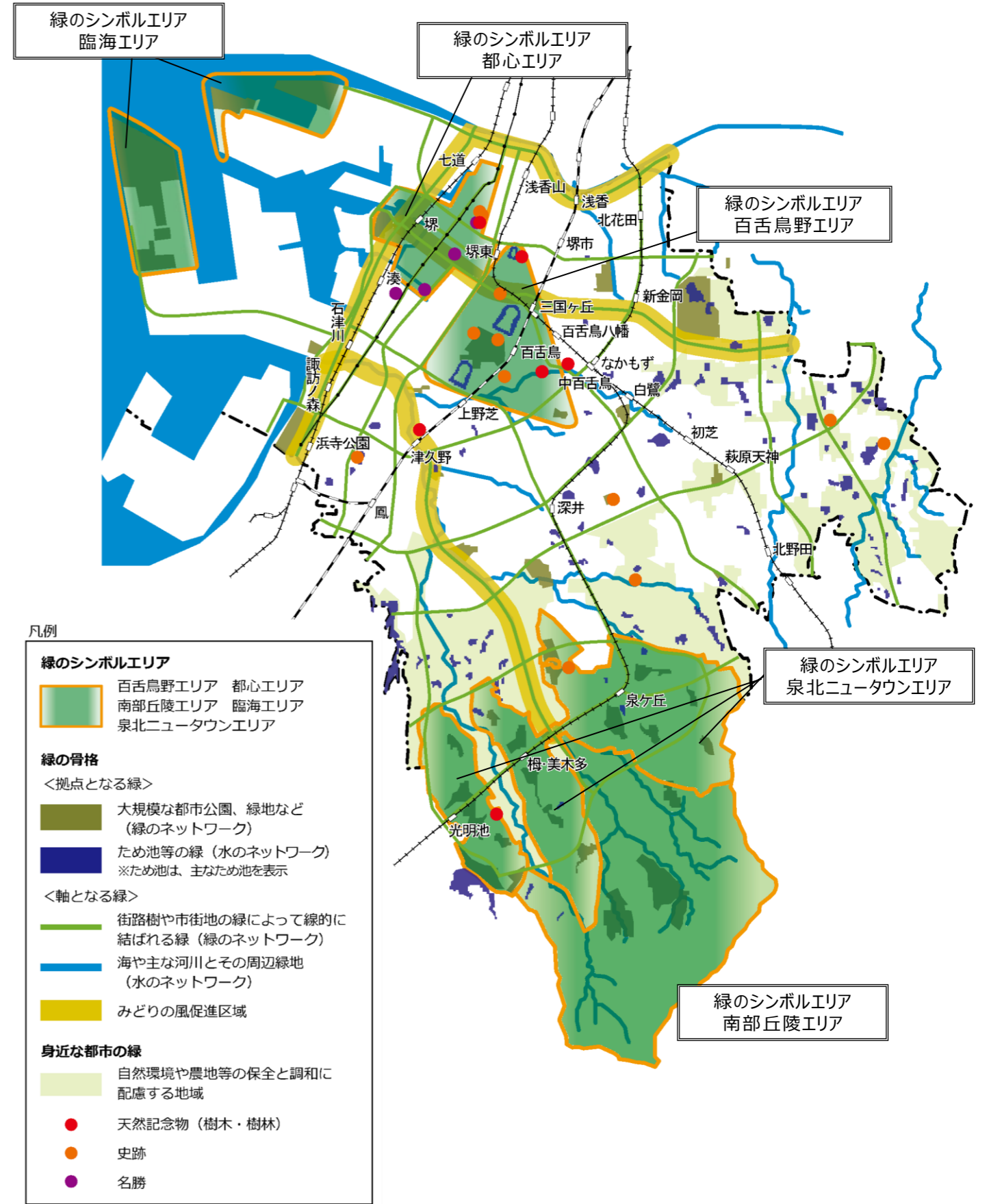
…緑をより豊かに次代に継承するエリア、または緑を創出するエリアについて区域を定め、重点的に取組を推進し、『緑のシンボルエリア』の形成をめざします。

○緑の骨格

…大規模な都市公園やため池、古墳などの「拠点となる緑」と、それらが街路樹や河川、鉄道と市街地の緑を中心として線的につながる「軸となる緑」で形成される、都市の骨組みとなる『緑の骨格』の形成をめざします。

○身近な都市の緑

…身近な公園や住宅等の緑、社寺境内地の古樹、農地等の緑、地域固有の自然や社会、歴史文化を伝える緑を『身近な都市の緑』とします。



緑の将来像図

緑の基本方針と目標、施策

■ 緑の基本方針と目標

緑の将来像を実現するために4つの基本方針を設定し、基本方針ごとに、市民、事業者、行政がともに育み、将来確保すべき緑地等の目標を設定します。

基本方針 1. ふるさと堺を代表する緑を守ります 《緑地保全》

今ある樹木や樹林地をできる限り減らさず次世代に引き継ぐことで、人と自然が共生する都市をめざします。

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)
樹木・樹林による緑被率	17.2%	現状値以上
緑地の確保目標	2,859ha	2,874ha

基本方針 2. 活力と交流を生む緑を創ります 《公園整備・管理運営》

時代のニーズに即した公園の適正な配置、公園の役割や地域性をふまえた幅広い年代に利用される公園整備や再生、百舌鳥野エリアや都心エリア、泉北ニュータウンエリアなど、本市を代表する市街地における、緑あふれる都市を創ります。

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)
身近な公園や広場の充足度	8.71 m ² /人	9.6 m ² /人
大仙公園の居心地の良さ (大仙公園に60分以上滞在する人の割合)	12.3%	17.0%

基本方針 3. 身近な暮らしの緑を育みます 《都市緑化》

身近な暮らしの中で緑を感じることでできる都市の実現のために、公共施設や民有地の緑化を進めて、新たな都市の緑を育みます。

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)
都市部における緑地面積	2,264ha	2,279ha

基本方針 4. 市民や事業者とともに緑の輪を広げます 《公民連携》

市民とともに緑の輪を広げ、事業者との連携による行政サービスの向上、きめ細かな緑地の保全・創出の視点から、民有地を含めた総合的な緑の都市形成を推進します。

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)
緑地保全・緑化推進に関する活動を行った団体数	71 団体	100 団体

■ 施策展開の方向性

すべての施策間に共通する下記の4つの方向性を位置づけます。

- SDGs の達成 (SDGs の 17 のゴールの達成に向けて、緑の施策からアプローチ)
- グリーンインフラの取組 (水と緑が持つ多様な機能を活かし、都市の魅力向上に取り組む)
- 気候変動対策や生物多様性の確保 (社会情勢の変化や市を取り巻く環境変化への対応)
- 新しい生活様式 (感染症拡大による、オープンスペースの価値の再認識、ウォークアブル空間の形成)

■ 緑の施策

【基本方針】 【施策展開の方向性】

